

住生活の安定の確保及び向上の促進に
関する施策の実施状況

～平成 1 9 年度～

(案)

平成 2 0 年 6 月
国 土 交 通 省

本資料は、住生活基本法（平成18年法律第61号）第21条第1項及び第2項に基づき、関係行政機関が平成19年度に実施した住生活の安定の確保及び向上の促進に関する施策について、その概要を住生活基本計画（全国計画）（平成18年9月19日閣議決定）の構成に従って取りまとめたものである。

目 次

I 平成19年度に講じた施策の実施状況

1. 良質な住宅ストックの形成及び将来世代への承継

①住宅の品質又は性能の維持及び向上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

②住宅の合理的で適正な管理等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7

2 良好な居住環境の形成・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9

3 多様な居住ニーズが適切に実現される住宅市場の環境整備・・・・・・・・ 19

4 住宅の確保に特に配慮を要する者の居住の安定の確保・・・・・・・・ 25

II 平成19年度に講じた主な連携施策・・・・・・・・・・・・・・・・ 33

(参考) 平成20年度における主な新規施策・・・・・・・・・・・・・・・・ 40

I 平成19年度に講じた施策の実施状況

住生活基本計画（全国計画）における目標・基本的な施策	
目 標	基本的な施策
1 良質な住宅ストックの形成及び将来世代への承継 ① 住宅の品質又は性能の維持及び向上	1 耐震性、防火性及び採光性の確保、化学物質等による室内汚染の防止等、住宅の基本的な品質又は性能を確保するため、建築規制を的確に運用する。
	2 大規模な地震や犯罪の危険性に備え、国民の安全・安心を実現するため、耐震診断・耐震改修を促進するとともに、住宅の防犯性向上のための情報提供等を行う。
	3 住宅ストックが長期にわたり有効に活用されるよう、耐久性に優れ、維持管理がしやすく、ライフスタイルやライフステージの変化等に応じたリフォームにも柔軟に対応できる住宅の普及を図る。
	4 高齢者、障害者をはじめとする多様な者が安全で快適な住生活を営めるよう、住宅のユニバーサルデザイン化を促進する。

施 策 の 実 施 状 況	関係省庁
○ 「建築物の安全性の確保を図るための建築基準法等の一部を改正する法律」により、建築確認・検査制度の厳格化等を措置（平成18年6月21日公布。平成19年6月20日施行）。	国土交通省
○ 建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づき、耐震診断・耐震改修に関する指導、耐震改修の計画の認定等を実施。 【平成20年4月1日現在】耐震改修促進計画策定状況：47都道府県、816市町村	国土交通省
○ 住宅・建築物耐震改修等事業により、住宅の耐震診断・耐震改修を促進。 【平成19年度】耐震診断：約6万9千戸、耐震改修：約5千戸	国土交通省
○ 住宅金融支援機構の証券化支援事業の枠組みを活用し、耐震性に優れた住宅の取得を金利引き下げにより促進。 【平成19年度】申請戸数：25,211戸の内数	国土交通省
○ 防犯性能の高い建物部品の開発・普及に関する官民合同会議を開催し、一定の防犯性能がある建物部品を掲載した「防犯建物部品目録」を追加公表。 【平成19年度末】掲載品目総数：計17種類3,758品目	警察庁 経済産業省 国土交通省
○ 「共同住宅に係る防犯上の留意事項」及び「防犯に配慮した共同住宅に係る設計指針」の普及を促進。	警察庁 国土交通省
○ 住宅用火災警報器の設置義務化に伴い、住宅防火対策推進シンポジウムの開催等による住宅防火対策の普及啓発を推進。	消防庁
○ 21世紀都市居住緊急促進事業により、耐久性に優れた住宅の整備を促進。 【平成19年度】実施地区：45地区の内数（三大都市圏：28地区の内数）	国土交通省
○ 先導型再開発緊急促進事業により、耐久性に優れた施設建築物等の整備を促進。 【平成19年度】実施地区：44地区の内数	国土交通省
○ 長寿命木造住宅整備のための事業者向けマニュアルを作成し、平成19年11月15日に公表（（財）日本住宅・木材技術センター）。	国土交通省
○ 住宅金融支援機構の証券化支援事業の枠組みを活用し、耐久性及び可変性に優れた住宅の取得を金利引き下げにより促進。 【平成19年度】申請戸数：25,211戸の内数	国土交通省
○ 「長期優良住宅の普及の促進に関する法律案」を第169回国会に提出（平成20年2月26日提出）。	国土交通省
○ 「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」に基づき、共同住宅のバリアフリー化に関する指導、共同住宅の建築等の計画の認定等を実施。 【平成19年度】認定件数：331件の内数。	国土交通省
○ 公営住宅の新築・建替・改修に際し、エレベーターの設置等を促進。	国土交通省

住生活基本計画（全国計画）における目標・基本的な施策

目 標

基本的な施策

5 地球温暖化問題や廃棄物問題等の環境問題に対応して、省エネルギー性能をはじめとする住宅の環境性能の向上を図るとともに、住宅における自然エネルギーの利用の促進、森林吸収源対策としての住宅への地域材利用の促進、再生建材の利用の促進や住宅の建設・解体等により生じる廃棄物の削減及び適正処理を図る。

施 策 の 実 施 状 況	関係省庁
○ 民間賃貸住宅市場等を活用し、高齢者の身体的機能の低下に対応した構造・設備などを備えた高齢者向け優良賃貸住宅の供給を促進。 【平成18年度】供給戸数：4,133戸	国土交通省
○ 21世紀都市居住緊急促進事業により、バリアフリー性能に優れた住宅の整備を促進。 【平成19年度】実施地区：45地区の内数（三大都市圏：28地区の内数）	国土交通省
○ 先導型再開発緊急促進事業により、バリアフリー性能に優れた施設建築物等の整備を促進。 【平成19年度】実施地区：44地区の内数	国土交通省
○ 住宅金融支援機構の証券化支援事業の枠組みを活用し、バリアフリー性能に優れた住宅の取得を金利引き下げにより促進。 【平成19年度】申請戸数：25,211戸の内数	国土交通省
○ 既設の公営住宅について、バリアフリー化等を計画的に推進することにより、公営住宅ストックの居住水準の向上と総合的な活用を実施。 【平成19年度】整備戸数：34,233戸	国土交通省
○ 住宅に困窮する低額所得者に対して、一定のバリアフリー性能を有する公営住宅の的確な供給を推進。 【平成19年度】供給戸数：17,977戸	国土交通省
○ 中堅所得者の居住の用に供する居住環境が良好な賃貸住宅の供給を促進するための措置を講ずることにより、一定のバリアフリー性能を有する優良な賃貸住宅を供給。 【平成19年度】供給戸数：363戸	国土交通省
○ 高齢者世帯、障害者世帯に対して、一定のバリアフリー性能を有する良好な賃貸住宅の供給を促進する地域優良賃貸住宅制度を創設。 【平成19年度】供給戸数：260戸	国土交通省
○ 「エネルギーの使用の合理化に関する法律の一部を改正する法律案」（一定の中小規模の住宅・建築物について省エネ措置の届出の義務化、大規模な住宅・建築物に係る担保措置を強化等）を第169回国会に提出（平成20年3月4日提出。平成20年5月30日公布）。	国土交通省
○ 21世紀都市居住緊急促進事業により、省エネルギー性能に優れた住宅の整備を促進。 【平成19年度】実施地区：45地区の内数（三大都市圏：28地区の内数）	国土交通省
○ 先導型再開発緊急促進事業により、省エネルギー性能に優れた施設建築物等の整備を促進。 【平成19年度】実施地区：44地区の内数	国土交通省
○ 環境共生住宅市街地モデル事業により、環境への負荷を低減するモデル性の高い住宅市街地の整備を推進。 【平成19年度までの類型】地区数：86地区	国土交通省
○ 住宅・建築物高効率エネルギーシステム導入促進事業により、住宅への省エネルギーシステムの導入を促進。 【平成19年度】交付件数：2,479件	経済産業省

住生活基本計画（全国計画）における目標・基本的な施策

目 標

基本的な施策

6 地域の気候・風土、歴史、文化等に応じた良質な住宅の供給を促進する。

施 策 の 実 施 状 況	関係省庁
○ 高効率エネルギー利用型住宅システム改修基盤高度化事業により、既存住宅の省エネルギー性能の向上を図るための省エネルギーフォームの普及に向けた調査研究及び普及啓発を推進。 【平成19年度】交付件数：5件	経済産業省
○ 地球温暖化対策ビジネスモデルインキュベーター（起業支援）事業により、新たな温暖化対策ビジネスの市場導入を促進。 【平成19年度】事業実施件数：4件	環境省
○ 地域協議会代エネ・省エネ対策推進事業により、地域協議会による住宅等への温暖化対策技術の集団的な導入を促進。 【平成19年度】事業実施件数：20件	環境省
○ 住宅金融支援機構の証券化支援事業の枠組みを活用し、省エネルギー性能に優れた住宅の取得を金利引き下げにより促進。 【平成19年度】申請戸数：25,211戸の内数	国土交通省
○ フロン・代替フロン等使用製品について、ノンフロン化推進状況や技術開発動向に関する調査を実施するとともに、フロン等を含む建材用断熱材を使用した建築物を解体する際に効率的な処理法等を整理した「建材用断熱フロンの処理技術」を公表し、関係者へ情報提供。	環境省
○ ソーラー・マイレージクラブ事業により、地域協議会による住宅への省CO2設備等導入に係る普及啓発活動を促進。 【平成19年度】事業実施件数：8件	環境省
○ 再生可能エネルギー導入住宅地域支援事業により、新築住宅への再生可能エネルギー利用設備の導入を促進するなどの地域における先進的な自治体の取組に対し、再生可能エネルギーによる発電量等に応じて必要な設備整備費への支援。	環境省
○ 中小工務店と木材生産者の連携による木造住宅の生産体制整備の取組を支援。	国土交通省
○ 建設リサイクル法に基づく建設資材廃棄物の分別解体等及び再資源化等の適正な実施に関し、全国一斉パトロール等を実施。 【平成19年度】全国一斉パトロール実施回数：2回（5月、10月）	環境省 国土交通省
○ 「長期優良住宅の普及の促進に関する法律案」を第169回国会に提出（平成20年2月26日提出）。（再掲）	国土交通省
○ 優良田園住宅の建設の促進に関する法律に基づき、優良田園住宅の建設を促進。 【平成19年度】基本方針策定：37市町村、建設計画認定：18計画	国土交通省
○ 地方公共団体が主体となり、公営住宅の建設や面的な居住環境整備など地域における住宅政策を自主性と創意工夫を活かしながら総合的かつ計画的に推進。 【平成19年度末】地域住宅計画策定数：353計画	国土交通省
○ 地域の気候・風土、歴史・文化等に応じた良質な木造住宅生産の取組を支援。	国土交通省

住生活基本計画（全国計画）における目標・基本的な施策

目 標	基本的な施策
② 住宅の合理的で適正な管理等	7 住宅ストックが、居住者等の安全・安心を確保しつつ、長期にわたって有効に活用されるよう、居住者による管理体制の充実などソフト面での対応も含めた適切な維持管理やリフォームを促進する。 8 共同での管理が必要な分譲マンションについて、適切な維持管理及び計画的な修繕を促進するため、マンション履歴システムの普及を図るとともに、増築、改修や建替えにより老朽化した分譲マンションの再生を促進する。

施 策 の 実 施 状 況	関係省庁
○ マンションの管理の適正化の推進に関する法律に基づき、管理組合の運営やマンションの管理等についての助言・指導等を行うマンション管理士の登録を実施。 【平成19年度末】マンション管理士登録者数：15,661人	国土交通省
○ マンションの管理組合が各マンションの実態に応じて管理規約を制定・変更する際のモデルを示した「マンション標準管理規約」について、セミナー等を通じて周知。 【平成19年度】マンション管理適正化推進センターが行った基礎セミナー数：51回 受講者数：約4,300人	国土交通省
○ 適正なマンション管理のために管理組合に求められる基本事項について、標準的な対応を全般的かつ具体的に示した「マンション管理標準指針」について、セミナー等を通じて周知。 【平成19年度】マンション管理適正化推進センターが行った基礎セミナー数：51回 受講者数：約4,300人	国土交通省
○ マンション管理相談データベース（マンション管理サポートネット）の運用を平成19年7月より開始。	国土交通省
○ 管理組合がマンション管理業者に管理事務を委託する際の指針となる「マンション標準管理委託契約書」について、HP等を通じて周知。	国土交通省
○ （財）住宅リフォーム・紛争処理センターにおける住宅リフォームに関する情報提供の実施及び相談体制の充実。 【平成19年度末】リフォネット事業者登録数：4,094事業者	国土交通省
○ 住宅の新築、改修、修繕、点検時等において、設計図書や施工内容等の情報が確実に蓄積され、いつでも活用できる住宅履歴情報の整備とその普及を推進。	国土交通省
○ 「長期優良住宅の普及の促進に関する法律案」を第169回国会に提出（平成20年2月26日提出）。（再掲）	国土交通省
○ 住宅金融支援機構の行うまちづくり融資を通じて、マンションの建替えを促進。 【平成19年度】受理戸数：237戸	国土交通省
○ マンションの管理状況を登録・閲覧できるマンション履歴システム（マンションみらいネット）の運用を実施。 【平成19年度末】登録件数：350件	国土交通省
○ マンションの建替えの円滑化等に関する法律により、マンション建替組合等によるマンションの円滑な建替を促進。 【平成19年度】マンション建替事業の認可件数：9件	国土交通省
○ 優良建築物等整備事業により、老朽化したマンションの建替えを促進。 【平成19年度】実施地区：14地区	国土交通省
○ 長期修繕計画、修繕積立金の適正化支援として、マンション管理適正化推進センターにおいて作成した「長期修繕計画作成・見直しマニュアル」をセミナー等を通じ周知、普及を図るとともに、電話等による相談窓口を設置し助言等を行い、管理組合への支援を実施。 【平成19年度】相談件数：1,192件	国土交通省

住生活基本計画（全国計画）における目標・基本的な施策	
目 標	基本的な施策
	9 民間賃貸住宅について、合理的かつ適正な維持管理を促進するための仕組みづくりを進める。
2 良好な居住環境の形成	10 大規模な火災や自然災害に対する住宅市街地の安全性を高めるため、宅地耐震化対策、浸水対策、土砂災害対策、津波・高潮対策等を推進するとともに、道路等の基盤施設整備と建築に係る規制の緩和を一体的に推進すること等により密集住宅市街地の整備を推進する。

施 策 の 実 施 状 況	関係省庁
○ マンション修繕積立金等の第三者審査等の仕組みづくりに関する検討を実施。	国土交通省
○ 民間賃貸住宅に適正な管理、計画的な維持・修繕の推進を図るため、実態調査を実施。	国土交通省
○ 大規模盛土造成地の変動予測と滑動崩落防止工事を支援する宅地耐震化推進事業の促進。 【平成19年度】変動予測：12県市 滑動崩落防止工事：1市	国土交通省
○ 河川事業により、床上浸水被害の軽減対策を実施。	国土交通省
○ 総合流域防災事業により、流域単位を原則として、水害・土砂災害対策の施設整備等（河川管理施設、砂防設備、急傾斜地崩壊防止施設の整備等）と災害関連情報の提供等のソフト対策（情報基盤整備、砂防基礎調査、浸水想定区域図・ハザードマップの作成支援等）を一体的に促進。 【平成19年度】圏域数：200圏域	国土交通省
○ 下水道総合浸水対策緊急事業により、一定規模以上の雨水貯留・排水施設、雨水浸透施設等の整備を促進。	国土交通省
○ 砂防事業により、砂防えん堤や床固工群、山腹工等の砂防設備の整備を実施。 【平成19年度】実施箇所：980箇所	国土交通省
○ 地すべり対策事業により、地すべり防止区域等において、排水施設、擁壁等の地すべり防止施設等の新設・改良を実施。 【平成19年度】実施箇所：384箇所	国土交通省
○ 急傾斜地崩壊対策事業により、急傾斜地崩壊危険区域内の自然がけについて、擁壁工、排水工及び法面工等の急傾斜地崩壊防止施設の設置等を促進。 【平成19年度】実施箇所：521箇所	国土交通省
○ 土砂災害防止法に基づき、土砂災害が発生するおそれがある区域を明らかにし、警戒避難体制の整備、特定開発行為の制限及び建築物の構造規制等による土砂災害による人的被害軽減のための対策を推進。 【平成19年度末】土砂災害警戒区域 約8万5千箇所（うち土砂災害特別警戒区域 約3万6千箇所）	国土交通省
○ 住宅地区改良事業等により、改良地区内における津波避難施設の設置を促進。 【平成19年度】実施地区：1地区	国土交通省
○ 海岸保全施設整備事業により、津波・高潮に対する住宅の安全性を確保するための海岸保全施設の整備を実施。	農林水産省 国土交通省
○ 防災街区整備事業により、老朽化した建築物の除却、防災性能を備えた建築物及び公共施設の整備を促進。 【平成19年度】事業継続地区：2地区	国土交通省
○ 住宅市街地総合整備事業により、既成市街地における密集市街地の整備・改善を促進。 【平成19年度】実施地区：189地区	国土交通省

住生活基本計画（全国計画）における目標・基本的な施策	
目 標	基本的な施策
	11 住宅市街地における交通事故の防止及び防犯性の向上を図るとともに、騒音、大気汚染等による居住環境の阻害を防止する。

施 策 の 実 施 状 況	関係省庁
○ 21世紀都市居住緊急促進事業により、防災安全性の向上に資する住宅の整備を促進。 【平成19年度】実施地区：45地区の内数（三大都市圏：28地区の内数）	国土交通省
○ 先導型再開発緊急促進事業により、防災安全性の向上に資する施設建築物等の整備を促進。 【平成19年度】実施地区：44地区の内数	国土交通省
○ 住宅地区改良事業により、不良住宅が密集する地区の整備・改善及び健康で文化的な生活を営むに足りる住宅の集団的な建設を促進。 【平成19年度】実施地区：25地区	国土交通省
○ 小規模住宅地区改良事業により、不良住宅が集合すること等により生活環境の整備が遅れている地区の整備・改善、住宅の集団的な建設、建築物の敷地の整備等を促進。 【平成19年度】実施地区：11地区	国土交通省
○ 都市再生住宅等整備事業により、密集市街地等の整備に伴う老朽賃貸住宅の除却により転居が必要となる者の受け皿となる住宅の整備等を促進。 【平成18年度】整備戸数：78戸	国土交通省
○ 都市防災総合推進事業により、都市の防災構造化や住民の防災に対する意識の向上等を促進。 【平成19年度】実施地区：94地区の内数	国土交通省
○ 市街地再開発事業により、都市における土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を促進。 【平成19年度】実施地区：108地区（3大都市圏：65地区）	国土交通省
○ 土地区画整理事業により、道路、公園等の公共施設を整備し、土地の区画を整え、健全な市街地の形成と良好な宅地の供給を促進。 【平成19年度】実施地区：510地区の内数	国土交通省
○ 防災公園街区整備事業により、既成市街地における防災公園と周辺市街地の整備・改善を一体的に促進。 【平成19年度】実施地区：9地区	国土交通省
○ 住宅金融支援機構の行うまちづくり融資を通じて、密集住宅市街地の整備を推進。 【平成19年度】受理戸数：130戸	国土交通省
○ 市街地において、信号機、横断歩道や歩道等を整備するなど、人優先の安全・安心な歩行空間の整備を推進。	警察庁 国土交通省
○ 「防犯まちづくりにおける公共施設等の整備・管理に係る留意事項」の周知を図り、防犯性能に配慮した公共施設等の整備・管理を促進。	警察庁 国土交通省
○ 放火火災防止対策戦略プランに基づき、評価シートを活用した自己評価による「放火されない環境づくり」を目指した取組を推進。	消防庁
○ 放火行為の抑制効果が期待される放火監視機器等を平成19年度中に全国 ⁵ 地域に設置し、放火火災の減少効果の検証を実施。	消防庁

住生活基本計画（全国計画）における目標・基本的な施策	
目 標	基本的な施策
	12 建築協定、緑地協定、地区計画、景観計画、総合設計等の規制誘導手法の活用等を促進することにより、良好な街並みや景観、住宅市街地における緑等の維持及び形成を図る。

施 策 の 実 施 状 況	関係省庁
○ 騒音規制法に基づき、生活環境保全を目的として騒音に関する規制基準等を設定するとともに、指定地域内における騒音の測定状況・苦情への対応状況（測定数等）を公表。 【平成18年度】工場・事業場騒音、建設作業騒音に係る測定数：988件 道路交通騒音に係る測定数：106件	環境省
○ 振動規制法に基づき、生活環境保全を目的として振動に関する規制基準等を設定するとともに、指定地域内における振動の測定状況・苦情への対応状況（測定数等）を公表。 【平成18年度】工場・事業場振動、建設作業振動に係る測定数：175件 道路交通振動に係る測定数：121件	環境省
○ 悪臭防止法に基づき、生活環境保全を目的として悪臭に関する規制基準等を設定するとともに、規制地域内における臭気指数等の測定状況・苦情への対応状況（測定数等）を公表。 【平成18年度】悪臭防止法に基づく測定数：122件	環境省
○ 日本政策投資銀行が行う環境配慮型社会形成促進融資により、騒音、悪臭、振動、大気汚染等にかかる公害防止施設の整備等を促進。	経済産業省 環境省
○ 自動車騒音の常時監視を実施し、環境基準達成状況を公表。 【平成18年度】評価対象住居等戸数：3,292千戸	環境省
○ 大気汚染の常時監視を実施し、環境基準達成状況等を公表。 【平成18年度】NO₂：一般環境大気測定局：1,397/1,397(100%) 自動車排出ガス測定局：400/441(約90.7%) SPM：一般環境大気測定局：1,363/1,465(約93.0%) 自動車排出ガス測定局：388/418(約92.8%) O_x：一般環境大気測定局：1/1,145(約0.1%) 自動車排出ガス測定局：1/27(約3.7%)	環境省
○ 自動車騒音に係る環境基準評価マニュアルの改訂に向けた調査を実施。	環境省
○ 「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法の一部を改正する法律」(平成19年法律第50号)により局地汚染対策及び流入車対策を導入(平成20年1月1日施行)。	環境省
○ 建築協定、地区計画、総合設計等の規制誘導手法について講習会等において周知を図り、制度の活用を促進。 【平成17年度末】建築協定の累積締結件数：4,806件 【平成18年度末】地区計画の累積件数：5,233件 総合設計の累積許可件数：2,900件	国土交通省
○ 都市における緑地の保全及び緑化の推進に関する各種制度（緑地協定、地区計画等緑化率条例）について、HPを通じた情報提供等を実施し、制度の活用を促進。 【平成18年度末】地区計画等緑化率条例：6件、約90(ha) 緑地協定：1,819件、約6,000(ha)	国土交通省
○ まちづくり計画策定担い手支援事業により、地権者組織等による都市計画の提案素案の作成を支援。 【平成19年度】実施地区：21地区	国土交通省

住生活基本計画（全国計画）における目標・基本的な施策	
目 標	基本的な施策
	13 既存の都市基盤を有効に活用しながら、将来にわたって持続可能なバランスのとれたコミュニティの維持及び形成を図るため、居住者が相互に交流できる空間の形成に配慮しつつ、都心居住・街なか居住、住宅市街地のユニバーサルデザイン化等を促進するとともに、公的賃貸住宅の計画的な建替え、ニュータウン再生の支援等を行う。

施 策 の 実 施 状 況	関係省庁
○ 景観法の制度概要や全国で策定された景観計画等について、HPを通じて情報提供するなど、景観法の普及啓発活動を促進。 【平成19年度末】景観計画策定数：98計画、景観地区数：20地区 ○ 都市公園・緑地保全事業により、都市における緑とオープンスペースの確保を促進。 ○ 21世紀都市居住緊急促進事業により、都市の緑化に資する住宅の整備を促進。 【平成19年度】実施地区：45地区の内数（三大都市圏：28地区の内数） ○ 先導型再開発緊急促進事業により、都市の緑化に資する施設建築物等の整備を促進。 【平成19年度】実施地区：44地区の内数 ○ 河川全体の自然の営みを視野に入れ、地域の暮らしや歴史・文化との調和にも配慮し、河川が本来有する生物の生息・生育・繁殖環境及び多様な河川景観を保全・創出する多自然川づくりを促進。 ○ 良好な河川景観を形成・保全の促進を図るため、景観に配慮した取り組みを促進。 【平成19年度】実施件数：33件 ○ 景観形成総合支援事業により、景観法に基づく景観重要建造物及び景観重要樹木の保全活用を中心とした取組を支援。 【平成19年度】実施地区：9地区	国土交通省 国土交通省 国土交通省 国土交通省 国土交通省 国土交通省
○ 住宅市街地総合整備事業により、既成市街地における、街なか居住の推進に資する事業を促進。 【平成19年度】実施地区：231地区 ○ 都心共同住宅供給事業により、三大都市圏の都心地域において、良質な中高層共同住宅等の供給を促進。 【平成18年度】三大都市圏における認定戸数：1,191戸 ○ 中心市街地における民間の多様な住宅等の整備事業に対して出資する街なか居住再生ファンドにより、都市の中心部への居住を促進。 【平成19年度】出資地区：6地区 ○ 優良建築物等整備事業により、市街地の環境の整備改善及び良好な市街地住宅の供給等に資する土地の利用の共同化、高度化等に寄与する優良建築物等の整備を促進。 【平成19年度】実施地区：29地区（うち3大都市圏：6地区） ○ バリアフリー環境整備促進事業により、市街地における高齢者等の快適かつ安全な移動を確保するための施設の整備、高齢者等の利用に配慮した建築物等の整備を促進。 【平成19年度】実施地区：13地区（うち基本構想策定：6地区） ○ 都市再生機構賃貸住宅の建替事業・ストック総合再生事業により、都市再生機構賃貸住宅のバリアフリー化を実施。 【平成19年度】実施地区：82地区 完了地区：8地区 敷地供給面積：約21ha	国土交通省 国土交通省 国土交通省 国土交通省 国土交通省

住生活基本計画（全国計画）における目標・基本的な施策	
目 標	基本的な施策

施 策 の 実 施 状 況	関係省庁
○ 住宅市街地基盤整備事業により、三大都市圏等の地域における職住近接の実現等に資する住宅地事業を推進するための関連公共施設等の整備を促進。 【平成19年度】実施地区：220地区（三大都市圏：149地区）	国土交通省
○ 市街地再開発事業により、都市における土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を促進。（再掲） 【平成19年度】実施地区数：108地区（3大都市圏：65地区）	国土交通省
○ 先導型再開発緊急促進事業により、バリアフリー性能に優れた施設建築物等の整備を促進。（再掲） 【平成19年度】実施地区：44地区の内数	国土交通省
○ 土地区画整理事業により、道路、公園等の公共施設を整備し、土地の区画を整え、健全な市街地の形成と良好な宅地の供給を促進。（再掲） 【平成19年度】実施地区：510地区の内数	国土交通省
○ 新住宅市街地開発法により、住宅に対する需要が著しく多い市街地の周辺の地域において健全な住宅市街地を開発し、居住環境の良好な相当規模の住宅地の供給を促進。 【平成19年度】実施地区：13地区	国土交通省
○ 一体型土地区画整理事業等により、つくばエクスプレス（常磐新線）沿線地域の宅地開発事業等を促進。 【平成19年度】実施地区：17地区	国土交通省
○ 街区まるごとCO220%削減事業により、ディベロッパー等による街区全体のCO2排出量を削減するための設備の導入等を促進。 【平成19年度】事業実施件数：3件	環境省
○ 学校エコ改修と環境教育事業により、地方公共団体による学校施設におけるCO2排出削減のための改修等のハード整備とそれを活用した環境教育等のソフト事業の一体的実施を促進。 【平成19年度末】モデル校の認定：16校	環境省 文部科学省
○ 都市農地の有効活用を支援するため、適切な農地の利用転換・保全等に関するモデル調査の実施、アドバイザー派遣等を実施。	国土交通省
○ 民間賃貸住宅市場等を活用し、高齢者の身体的機能の低下に対応した構造・設備などを備えた高齢者向け優良賃貸住宅の供給を促進。（再掲） 【平成18年度】供給戸数：4,133戸	国土交通省
○ 公営住宅の建替えにあたり住宅に困窮する低額所得者等に対して、コミュニティバランスに配慮した公営住宅の的確な供給を推進。（再掲） 【平成19年度】供給戸数：17,977戸	国土交通省
○ 中堅所得者の居住の用に供する居住環境が良好な賃貸住宅の供給を促進するための措置を講ずることにより、コミュニティバランスに配慮した優良な賃貸住宅を供給。（再掲） 【平成19年度】供給戸数：363戸	国土交通省

住生活基本計画（全国計画）における目標・基本的な施策	
目 標	基本的な施策
	14 良好な居住環境の形成に向けて、建築協定制度の充実など住民が住宅地のマネジメント活動に主体的に取り組むための環境整備を行う。
	15 良好な居住環境の形成に資する民間の建築活動が適切に行われるよう、建築物の用途や形態及び建築敷地の利用に関する規制の合理化を図る。
3 多様な居住ニーズが適切に実現される住宅市場の環境整備	16 住宅性能表示制度の普及・充実、取引時における住宅関連事業者による情報提供の促進等により、住宅や住宅関連事業者等に関するわかりやすく適切な情報の提供を促進するとともに、民間事業者も活用し、住宅購入者等が専門的・中立的な立場から助言を受けられるよう、環境整備を行う。 17 住宅購入者等の保護の観点から、住宅の売主等の瑕疵担保責任履行の実効を確保するための仕組みを構築する。 18 賃貸住宅市場における標準ルールの普及等を通じて住宅に関するトラブルの未然防止を図るとともに、指定住宅紛争処理機関による住宅に係る紛争の処理等、トラブルを円滑に処理するための仕組みの普及・充実を図る

施 策 の 実 施 状 況	関係省庁
○ 高齢者世帯、障害者世帯、子育て世帯等に対して、コミュニティバランスに配慮した良好な賃貸住宅の供給を促進する地域優良賃貸住宅制度を創設。(再掲) 【平成19年度】供給戸数：260戸	国土交通省
○ 街なみ環境整備事業により、住環境の整備改善を必要とする区域において、地方公共団体及び土地所有者等による住宅及び地区施設等の整備改善を促進。 【平成19年度】実施地区：138地区（三大都市圏：68地区）	国土交通省
○ エリアマネジメント（地域における良好な環境や地域の価値を維持・向上させるための、住民・事業者・地権者等による主体的な取り組み）推進マニュアルの作成及び先進的な取組を促進。	国土交通省
○ 建築物の用途規制に関する規制の合理化のための検討を実施。	国土交通省
○ 消費者ニーズに対応した住宅性能表示制度の充実及び普及促進（免震構造及び更新対策等の評価・表示の追加）。 【平成19年度】新築住宅の設計住宅性能評価書交付戸数：217,387戸（速報値）	国土交通省
○ 宅地建物取引業法において、宅地建物取引業者に対し、宅地建物の購入者等に物件の属性、取引条件等の一定の重要事項の説明を義務付け。	国土交通省
○ 住宅金融支援機構のWEBサイト（住マップ）に、ライフイベントを踏まえたローンシュミレーションの機能拡充を実施するとともに、住宅ローンや良質な住宅のための情報提供を実施。	国土交通省
○ 平成20年1月1日時点における標準地の正常な価格を公示。	国土交通省
○ 土地に関する最も基礎的な情報を整備するための地籍調査を推進。 【平成19年度】地籍が明確化された土地の面積：136,932 k m²	国土交通省
○ 平成19年10月から12月の主要都市の地価動向を先行的に表しやすい高度利用地の地価分析調査（100地点）を実施。	国土交通省
○ 専門的な知見を基礎として公平中立な立場から生活者の居住環境選択を支援する住生活エージェントについて、最近の住宅市場を取り巻く環境の変化を踏まえ、その役割の見直し及び普及課題を検討。	経済産業省
○ より断熱性能の高い窓等を一般消費者が選択できる市場環境を整備するため、省エネ法に基づき「窓等の断熱性能に係る情報提供に関するガイドライン」（指針）を平成19年12月に策定。	経済産業省
○ 新築住宅の売主等に対し瑕疵担保責任を履行するための資力の確保を義務付け、新築住宅の購入者等の利益の保護を図るため、「特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律」を第166回国会において制定するとともに、同法施行令及び施行規則を制定。さらに、同法の主旨に関し、普及・啓発活動を実施。	国土交通省
○ 賃貸住宅標準契約書・定期賃貸住宅標準契約書について、HPを通じた情報提供を実施。	国土交通省

住生活基本計画（全国計画）における目標・基本的な施策

目 標

基本的な施策

19 持家、借家を問わず無理のない負担で居住ニーズに応じた質の高い住宅が確保できるよう、長期・固定型等の多様な住宅ローンが安定的に供給される住宅金融市場の整備、税制上の措置、定期借地制度の活用促進、定期借家制度の活用等を含めた良質な賃貸住宅の供給の促進等を行う。

20 既存住宅の管理状況等を考慮した合理的な価格査定及び管理状況や不動産の個別の取引価格に関する情報の提供を促進するとともに、定期借家制度の活用等による持家の賃貸化等を促進する。

施 策 の 実 施 状 況	関係省庁
○ 民間賃貸住宅の退去時におけるトラブルを未然に防止するため、「原状回復をめぐるトラブルとガイドライン」について、HPを通じた情報提供を実施。 ○ サブリース契約における当事者間紛争の未然防止を図るため、サブリース原賃貸住宅標準契約書について、HPを通じた情報提供を実施。 ○ 住宅の品質確保の促進等に関する法律に基づき、指定住宅紛争処理機関による紛争処理（あっせん、調停、仲裁）を実施。 【平成19年度】申請受付件数：あっせん0件、調停28件、仲裁0件	国土交通省 国土交通省 国土交通省
○ 住宅金融支援機構の証券化支援事業により、民間金融機関による相対的に低利な長期固定金利の住宅ローンの安定供給を促進。 【平成19年度】買取等申請戸数：59,418戸 ○ 住宅金融支援機構の証券化支援事業等において、MBS（資産担保証券）を安定的に発行。 【平成19年度】MBS発行額：22,570億円 ○ 住宅金融支援機構の住宅融資保険事業を通じて、住宅の建設等に必要な民間金融機関による資金の円滑な融通を促進。 【平成19年度】付保実績：826億円 ○ 住宅金融支援機構の行う賃貸住宅融資を通じて、良質な賃貸住宅の供給を促進。 【平成19年度】受理戸数：39,204戸 ○ 三位一体改革による税源移譲に伴う住宅ローン減税効果の確保に関する措置を創設。 ○ 定期借家制度の普及促進方策の検討の参考とするため、その施行状況等に関するアンケート調査を実施。 ○ 定期賃貸住宅標準契約書について、HPを通じた情報提供を実施。 ○ 定期借家制度の活用を促進するため、定期借家権に関するQ&Aについて、HPを通じた情報提供を実施。 【平成19年度末】定期借家制度普及状況：5.0%	国土交通省 国土交通省 国土交通省 国土交通省 国土交通省 国土交通省 国土交通省 国土交通省
○ マンションの管理状況を登録・閲覧できるマンション履歴システム（マンションみらいネット）の運用を実施。（再掲） 【平成19年度末】登録件数：350件 ○ 不動産の取引価格情報を四半期毎にとりまとめ、インターネットを通じて公表。 【平成19年度】アクセス件数：2,718万件 ○ 指定流通機構（レインズ）に登録された成約価格情報に基づく不動産取引価格情報公開サイトを本格稼働。 【平成19年度末】サイトの公開成約価格情報：約7万件（平成19年度の公開件数累計） ○ 定期借家制度の普及促進方策の検討の参考とするため、その施策状況等に関するアンケート調査を実施。（再掲）	国土交通省 国土交通省 国土交通省 国土交通省

住生活基本計画（全国計画）における目標・基本的な施策

目 標	基本的な施策
	21 ライフスタイルやライフステージの変化に応じた多様な居住ニーズに応えるとともに国土を適切に維持管理していく観点から、郊外・田園居住や二地域居住等のマルチハビテーションの実現に向けた情報提供等を行うとともに、職住近接で子育てのしやすい都心居住・街なか居住等を実現するための環境整備を行う。 22 深刻な少子化の状況を踏まえ、子育て世帯を支援していく観点から、既存ストックを活用しつつ、市場では十分な量が確保されないファミリー向け賃貸住宅の供給、子育て支援施設を併設した住宅の供給支援や三世帯同居・近居への支援を行う。

施 策 の 実 施 状 況	関係省庁
○ 定期賃貸住宅標準契約書について、HPを通じた情報提供を実施。(再掲)	国土交通省
○ 定期借家制度の活用を促進するため、定期借家権に関するQ&Aについて、HPを通じた情報提供を実施。(再掲)	国土交通省
○ 高齢者の持ち家を借り上げ、子育て世帯等に転貸する「高齢者の住み替え支援制度」を平成18年10月からモデル的に実施。 【平成19年度末】39戸	国土交通省
○ サブリース原賃貸住宅標準契約書について、HPを通じた情報提供を実施。(再掲)	国土交通省
○ 適正かつ合理的な土地利用の確保を図るため、国土利用計画法に基づき、土地売買等の契約の際に、土地の利用目的の審査等の措置を実施。	国土交通省
○ 優良田園住宅の建設の促進に関する法律に基づき、優良田園住宅の建設を促進。(再掲) 【平成19年度】基本方針策定：37市町村、建設計画認定：18計画	国土交通省
○ 都心共同住宅共同事業により、三大都市圏の都心地域において、良質な中高層共同住宅等の供給を促進。(再掲) 【平成18年度】三大都市圏における認定戸数：1,191戸	国土交通省
○ 中心市街地における民間の多様な住宅等の整備事業に対して出資する街なか居住再生ファンドにより、都市の中心部への居住を促進。(再掲) 【平成19年度】出資地区：6地区	国土交通省
○ 高齢者の持ち家を借り上げ、子育て世帯等に転貸する「高齢者の住み替え支援制度」をモデル的に実施。 【平成19年度末】転貸戸数：39戸	国土交通省
○ 都市再生機構賃貸住宅の供給等を実施。 【平成19年度】新規賃貸住宅の供給戸数：3,948戸 リニューアルによる改良：4,865戸	国土交通省
○ 都市再生機構の民間供給支援型賃貸住宅制度を活用し、機構が整備した敷地を民間事業者に賃貸することにより、良質なファミリー向け民間賃貸住宅の供給を促進。 【平成19年度】公募戸数：340戸	国土交通省
○ 大規模公営住宅団地や都市再生機構賃貸住宅等の公的賃貸住宅団地の建替えに際し、社会福祉施設(子育て支援施設、高齢者支援施設等)の併設・合築、整備敷地への誘致を促進。 【平成19年度末】2,368施設(1,479団地)	国土交通省
○ 近居を希望する高齢者世帯・子育て世帯等とその支援世帯に対し、都市再生機構賃貸住宅への入居に係る優先的取扱を実施。 【平成19年度】優遇措置戸数：1,621件	国土交通省
○ 中堅所得者の居住の用に供する居住環境が良好な賃貸住宅の供給を促進するための措置を講ずることにより、優良な賃貸住宅を供給。(再掲) 【平成19年度】供給戸数：363戸	国土交通省

住生活基本計画（全国計画）における目標・基本的な施策	
目 標	基本的な施策
	23 良質な住宅の生産・供給体制及び住宅の適正な管理体制を確立する観点から、技術開発、建材等の標準化、技能者の育成等による木造住宅に関する伝統的な技術の継承・発展、地域材を活用した木造住宅の生産体制の整備等を推進する。
4 住宅の確保に特に配慮を要する者の居住の安定の確保	24 市場において自力では適正な水準の住宅を確保することのできない低額所得者等に対して、公平かつ的確に公営住宅を供給する。このため、国民所得や住宅市場の動向等を踏まえつつ、公営住宅の入居収入基準、家賃制度等について 25 地震、洪水等の大規模な災害が発生した場合には、必要な応急仮設住宅及び災害を受けた地域の復興のために必要な住宅の供給を行う。適切に見直しを行う。

施 策 の 実 施 状 況	関係省庁
○ 高齢者世帯、障害者世帯、子育て世帯等、各地域における居住の安定に特に配慮が必要な世帯の居住の用に供する居住環境が良好な賃貸住宅の供給を促進する地域優良賃貸住宅制度を創設。(再掲) 【平成19年度】供給戸数：260戸	国土交通省
○ 地球温暖化対策技術開発事業により、家庭・業務部門における基盤的な温暖化対策技術について、企業等による技術開発を促進。 【平成19年度】事業実施件数：36件	環境省
○ 日本工業標準調査会において、建材関連のJIS規格の制定・改正を実施。 【平成19年度】制定：26件、改正：16件	経済産業省
○ 農林物資規格調査会において、JAS規格の制定及び改正を実施。	農林水産省
○ 森林所有者から住宅生産者までの関係者が一体となった「顔の見える木材での家づくり」を促進するため、各地の取組内容についてのデータベースの作成、公表等を実施。 【平成19年度】 顔の見える木材での家づくりに取り組むグループ数および供給戸数：281グループ、7,717戸	農林水産省
○ 若手大工技能者の育成の取組を支援。	国土交通省
○ 中小工務店と木材生産者の連携による木造住宅の生産体制整備の取組支援	国土交通省
○ 住宅・建築関連先導技術開発助成事業において、民間事業者等の技術開発の支援を実施。	国土交通省
○ 「木づかい運動」を推進し、幅広い層からの地域材の実需に結び付ける取組を実施。	農林水産省
○ 住宅の室内空気環境を確保して換気負荷の最小化を可能とするVOCセンサ技術及びモニタリング併用型換気システムの開発を実施。	経済産業省
○ 「公営住宅法施行令の一部を改正する政令」により、公営住宅の入居収入基準及び家賃制度等の見直しを措置（平成19年12月27日公布、平成21年4月1日施行）。	国土交通省
○ 住宅に困窮する低額所得者に対して、低廉な家賃で賃貸する公営住宅の的確な供給を推進。(再掲) 【平成19年度】供給戸数：17,977戸	国土交通省
○ 災害救助法に基づき、被災地において応急仮設住宅を設置。 【平成19年度】応急仮設住宅の設置戸数：1,231戸、民間賃貸住宅の借上げ戸数：2戸	厚生労働省
○ 能登半島地震及び新潟県中越沖地震により住宅を失った低額所得者の住宅確保のため、災害公営住宅の整備を促進。 【平成19年度末】整備戸数：104戸	国土交通省
○ 住宅金融支援機構の行う災害復興住宅融資により、災害で滅失・損傷した家屋の復旧を促進。 【平成19年度】融資戸数（貸付戸数）：80戸	国土交通省
○ 被災者生活再建支援法に基づき、自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、生活の再建のための支援を実施。 【平成19年度】支援実績：2,961世帯	内閣府

住生活基本計画（全国計画）における目標・基本的な施策	
目 標	基本的な施策
	26 既存ストックの有効活用を図りつつ、公営住宅制度を補完する重層的な住宅セーフティネットの構築を図るため、各種公的賃貸住宅制度の一体的運用やストック間の柔軟な利活用等を円滑に行うための仕組みづくりを進める。 27 高齢者、障害者、小さな子どもがいる世帯、外国人、ホームレス等の居住の安定を確保するため、公的賃貸住宅ストックの有効活用を図るほか、高齢者等の入居を受け入れることとしている民間賃貸住宅に関する情報の提供等を行う。 28 高齢者、障害者等が、地域において安全・安心で快適な住生活を営むことができるよう、住宅のバリアフリー化や見守り支援等のハード・ソフト両面の取組を促進するとともに、高齢者、障害者等に配慮した賃貸住宅の供給や公的賃貸住宅等と福祉施設の一体的整備を推進する。

施 策 の 実 施 状 況	関係省庁
○ 都道府県、市町村、機構及び公社は、地域における住宅に対する多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関し必要となるべき措置について協議するため、地域住宅協議会を組織。 【平成19年度】地域住宅協議会組織数：14	国土交通省
○ 高齢者世帯、障害者世帯、子育て世帯等、各地域における居住の安定に特に配慮が必要な世帯の居住の用に供する居住環境が良好な賃貸住宅の供給を促進する地域優良賃貸住宅制度を創設。(再掲) 【平成19年度】供給戸数：260戸	国土交通省
○ 高齢者円滑入居賃貸住宅制度により、高齢者の入居を拒否しない賃貸住宅の登録・公開を実施。 【平成19年度末】登録戸数：125,592戸	国土交通省
○ 終身建物賃貸借制度により、高齢者単身・夫婦世帯等が終身にわたり安心して賃貸住宅に居住できる環境を整備。 【平成19年度末】認定戸数：845戸	国土交通省
○ 公営住宅を活用した認知症対応型老人共同生活援助事業、共同生活介護事業又は共同生活援助事業等により、高齢者、障害者等に対する介護等の便宜供与を促進。 【平成18年度末】公営住宅の活用户数：545戸	厚生労働省 国土交通省
○ 高齢者等の入居を受け入れることとする民間賃貸住宅（あんしん賃貸住宅）を登録し、当該物件の情報提供や居住支援等を行う「あんしん賃貸支援事業」により、高齢者等の入居の円滑化と安心できる賃貸借関係の構築を支援。 【平成19年度】事業実施自治体数：9団体	厚生労働省 国土交通省
○ 賃貸契約による一般住宅への入居に当たって支援が必要な障害者に対する支援を行う居住サポート事業により、障害者の地域生活への円滑な移行を促進。	厚生労働省
○ 住宅に困窮する低額所得者に対して、低廉な家賃で賃貸する公営住宅の的確な供給を推進。 【平成19年度】供給戸数：17,977戸	国土交通省
○ 中堅所得者の居住の用に供する居住環境が良好な賃貸住宅の供給を促進するための措置を講ずることにより、優良な賃貸住宅を供給。(再掲) 【平成19年度】供給戸数：363戸	国土交通省
○ 民間賃貸住宅市場等を活用し、高齢者の身体的機能の低下に対応した設計、設備など高齢者に配慮した良質な賃貸住宅ストックの早急な形成を促進。(再掲) 【平成19年度】供給戸数：2,033戸	国土交通省
○ 高齢者世帯、障害者世帯、子育て世帯等各地域における居住の安定に特に配慮が必要な世帯の居住の用に供する居住環境が良好な賃貸住宅の供給を促進する地域優良賃貸住宅制度を促進。(再掲) 【平成19年度】供給戸数：260戸	国土交通省
○ 市町村が実施する地域生活支援事業の一事業である日常生活用具給付等事業（居宅生活動作補助用具の給付）により、在宅の重度身体障害者（児）の住環境の改善等を促進。	厚生労働省
○ 福祉ホーム事業により、住居を求めている障害者に対する低料金での居室その他の設備の利用、日常生活に必要な便宜供与を促進。	厚生労働省

住生活基本計画（全国計画）における目標・基本的な施策

目 標	基本的な施策
その他分野横断的な施策	

施 策 の 実 施 状 況	関係省庁
○ 共同生活介護事業等により、共同生活住居（ケアホーム、グループホーム）に居住する知的障害者・精神障害者に対する夜間等における介護等の便宜供与を促進。 ○ 在宅の要介護者・要支援者が行う手すりの設置、段差解消等の住宅改修に対し、介護保険を給付。 【平成18年度】累計給付費：210億円 ○ 特定施設に入居する要支援者・要介護者が受けた日常生活上の世話、機能訓練等に要した費用に対し、介護保険を給付。 【平成18年度】累計給付費：1,722億円 ○ 住宅金融支援機構の証券化支援事業の枠組みを活用し、バリアフリー性能に優れた住宅の取得を金利引き下げにより促進。 【平成19年度】申請戸数：25,211戸の内数 ○ 21世紀都市居住緊急促進事業により、バリアフリー性能に優れた住宅の整備を促進。（再掲） 【平成19年度】実施地区：45地区の内数（三大都市圏：28地区の内数） ○ 先導型再開発緊急促進事業により、バリアフリー性能に優れた施設建築物等の整備を促進。（再掲） 【平成19年度】実施地区：44地区の内数 ○ 大規模公営住宅団地や都市再生機構賃貸住宅等の公的賃貸住宅団地の建替えに際し、社会福祉施設の併設・合築、整備敷地への誘致を促進。（再掲） 【平成19年度末】 併設施設数：2,368施設（1,479団地） ○ 高齢者等の生活特性に配慮したバリアフリー化された公営住宅等と生活援助員による日常生活支援サービスとの提供をあわせて行うシルバーハウジング・プロジェクトを促進。 【平成19年度末】累積管理開始戸数 842団地（22,530戸） ○ 高齢者等が安心して快適に自立した生活を送ることのできる環境の整備を促進し、高齢者等の居住の安定の早期確保を図るため、一定のバリアフリー改修工事を行った場合の特例措置を創設。	厚生労働省 厚生労働省 厚生労働省 国土交通省 国土交通省 国土交通省 国土交通省 厚生労働省 国土交通省 国土交通省
○ 平成19年10月に「住生活宅月間」を開催し、各種イベント・広報活動を実施。 ○ 今後の住教育に関する取り組みの方向性等について、学識経験者等を含めた検討を実施し、住教育ガイドラインを作成。 ○ 都道府県や市町村における取組みの好事例等を紹介する「住生活安定向上施策連携マニュアル」を作成。 ○ 平成20年3月28日に「建材・住宅設備産業取引ガイドライン」を作成。	国土交通省 国土交通省 内閣府 警察庁 消防庁 厚生労働省 農林水産省 経済産業省 環境省 国土交通省 経済産業省 国土交通省 公正取引委員会

住生活基本計画（全国計画）における目標・基本的な施策	
目 標	基本的な施策
その他分野横断的な施策	

施 策 の 実 施 状 況	関係省庁
○ 「今後の住宅産業のあり方に関する研究」（経済産業省製造産業局長の私的研究会）において、我が国住宅産業が今後も経済の牽引役を果たしていくために、目指すべき産業像、その政策的取組等について提言（平成20年4月8日）。	経済産業省

Ⅱ 平成１９年度に講じた主な連携施策

平成19年度に講じた連携施策一覧

防犯

（防犯性能の高い建物物品の開発・普及）

防犯性能の高い建物部品の開発・普及に関する官民合同会議を開催し、一定の防犯性能がある建物部品を掲載した「防犯建物部品目録」を追加公表。【平成19年度末】掲載品目総数：計17種類3,758品目＜警察庁、経済産業省、国土交通省＞
（リンク）〇〇〇

（共同住宅に係る防犯対策）

「共同住宅に係る防犯上の留意事項」及び「防犯に配慮した共同住宅に係る設計指針」の普及を促進。＜警察庁、国土交通省＞
（リンク）〇〇〇

（防犯性能に配慮した公共施設等の整備・管理）

「防犯まちづくりにおける公共施設等の整備・管理に係る留意事項」の周知を図り、防犯性能に配慮した公共施設等の整備・管理を促進。
＜警察庁、国土交通省＞
（リンク）〇〇〇

環境

（建設リサイクル法に基づくパトロールの実施）

建設リサイクル法に基づく建設資材廃棄物の分別解体等及び再資源化等の適正な実施に関し、全国一斉パトロール等を実施。

【平成19年度】全国一斉パトロール実施回数：2回（5月、10月）＜環境省、国土交通省＞

（リンク）〇〇〇

（公害防止施設の整備）

日本政策投資銀行が行う環境配慮型社会形成促進融資により、騒音、悪臭、振動、大気汚染等にかかる公害防止施設の整備等を促進。＜経済産業省、環境省＞

（リンク）〇〇〇

（学校エコ改修と環境教育事業）

学校エコ改修と環境教育事業により、地方公共団体による学校施設におけるCO₂排出削減のための改修等のハード整備とそれを活用した環境教育等のソフト事業の一体的実施を促進。【平成19年度末】モデル校の認定：16校 ＜環境省、文部科学省＞

（リンク）<http://www.ecoflow.go.jp>

防災

（海岸堤防等老朽化対策緊急事業の創設）

海岸保全施設整備事業により、津波・高潮に対する住宅の安全性を確保するための海岸保全施設の整備を実施。＜農林水産省、国土交通省＞

（リンク）〇〇〇

まちづくり

（人優先の安全・安心な歩行空間の整備）

市街地において、信号機、横断歩道や歩道等を整備するなど、人優先の安全・安心な歩行空間の整備を推進。＜警察庁、国土交通省＞

（リンク）〇〇〇

高齢者・障害者

（高齢者、障害者等に対する介護等の便宜供与の促進）

公営住宅を活用した認知症対応型老人共同生活援助事業、共同生活介護事業又は共同生活援助事業等により、高齢者、障害者等に対する介護等の便宜供与を促進。【平成18年度末】公営住宅の活用戶数：545戸 ＜厚生労働省、国土交通省＞

（リンク）〇〇〇

（あんしん賃貸支援事業）

高齢者等の入居を受け入れることとする民間賃貸住宅（あんしん賃貸住宅）を登録し、当該物件の情報提供や居住支援等を行う「あんしん賃貸支援事業」により、高齢者等の入居の円滑化と安心できる賃貸借関係の構築を支援。【平成19年度】事業実施自治体数：9団体＜厚生労働省、国土交通省＞

（リンク）〇〇〇

（シルバーハウジング・プロジェクト）

高齢者等の生活特性に配慮したバリアフリー化された公営住宅等と生活援助員による日常生活支援サービスとの提供をあわせて行うシルバーハウジング・プロジェクトを促進。

【平成19年度末】累積管理開始戸数 842団地（22,530戸）＜厚生労働省、国土交通省＞

（リンク）〇〇〇

全般

（住生活安定向上施策連携マニュアル）

都道府県や市町村における取組みの好事例等を紹介する「住生活安定向上施策連携マニュアル」を作成。

＜内閣府、警察庁、消防庁、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、環境省、国土交通省＞

（リンク）住生活安定向上施策連携マニュアル

http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/renkeimanual/manual_top.html

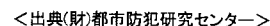
（建材・住宅設備産業取引ガイドライン）

平成20年3月28日に「建材・住宅設備産業取引ガイドライン」を作成。＜経済産業省、国土交通省、公正取引委員会＞

（リンク）〇〇〇

H20. 3 : 17種類・3,758品目

增加数	1.477
-----	-------



- 35 -

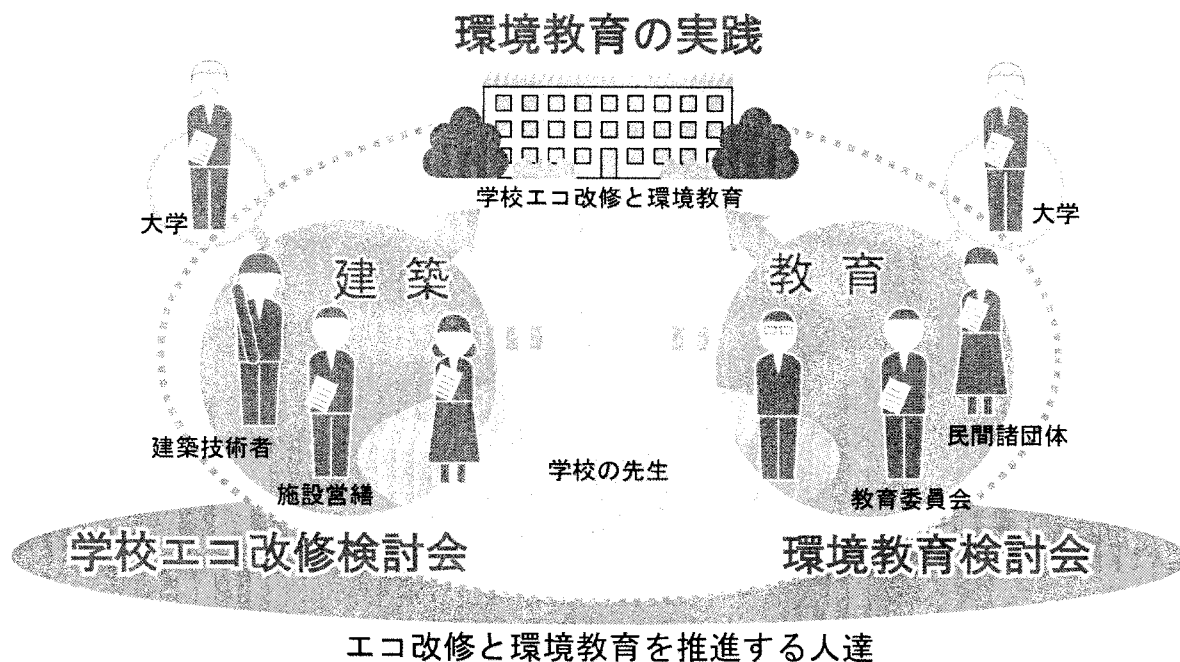
学校エコ改修と環境教育事業

1. 概要

- ・平成15年度「NGO/NPO・企業環境政策提言」優秀提言に基づき、平成17年度から事業化。
- ・地域社会の核となる学校において、その地域の特性に応じた省エネ改修、新エネ・代エネ機器導入の最も効果的な組み合わせ（断熱、遮光、緑化など）による学校施設の整備等（改修計画段階等の環境教育を含む）に要する費用の一部を補助する（原則3年間）。

2. 効果

学校施設のエコ化による二酸化炭素排出量削減と、これを題材として学校や地域での環境教育の普及、環境建築技術者の育成等を図り、環境負荷の少ない地域づくり、環境保全意識の醸成を図る。



(関連ホームページ)

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

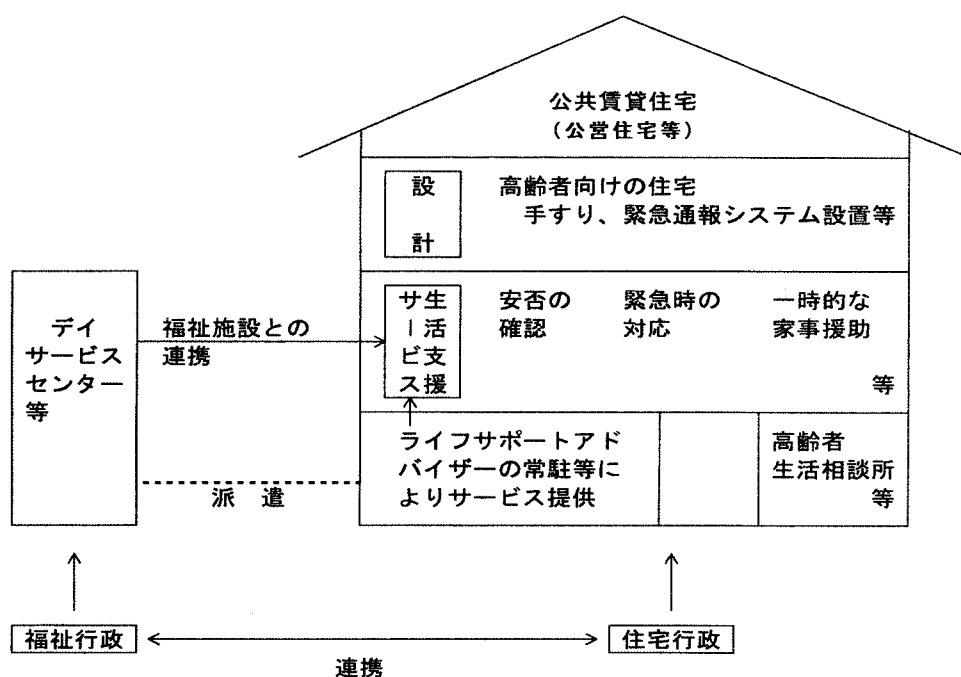
<http://www.ecoflow.go.jp>

シルバーハウジング・プロジェクト

1. 概要

高齢者の世帯が地域社会の中で自立して安全かつ快適な生活を営むことができるよう、その在宅生活を支援するため、福祉施策と住宅施策の密接な連携の下に、高齢者の安全や利便に配慮した設備・設計を行うとともに福祉サービスが適切に受けられるよう十分に配慮された住宅の供給を推進することにより、高齢者の居住の安定と社会福祉の増進に資することを目的とする。

2. 制度概要 (概念図)



入居対象者

- ・高齢者単身世帯（60歳以上）又は高齢者夫婦世帯（夫婦いずれか一方が60歳以上であれば足りる）等
- ・障害者単身世帯又は障害者とその配偶者からなる世帯等（事業主体の長が住宅需要を鑑み特に必要と認める場合に限る。）

3. 助成措置

- (1) 建設費等に対する助成

高齢者の利用に配慮した設備・仕様に必要な工事費等に対する助成（公営住宅等を対象）

- (2) ライフサポートアドバイザー（生活補助員）関連の助成（厚生労働省で実施）

ライフサポートアドバイザー（生活補助員）の person 費について助成を行う。

(関連ホームページ)

○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

http://

住生活安定向上施策連携マニュアル

地方公共団体において、住民生活に深く関わる施策分野との連携を図りながら総合的な施策の実施が可能となるよう、住生活安定向上施策推進会議において、都道府県や市区町村における取組の好事例を把握するとともに、活用可能な国等の施策をあわせて紹介する「住生活安定向上施策連携マニュアル」を作成（平成19年6月に取りまとめ）

地方公共団体において、住民生活に深く関わる施策分野との連携を図りながら総合的な施策の実施が可能となるよう、都道府県や市区町村における取組の好事例(9分野41事例)とともに、活用可能な国の制度等を紹介

掲載事例

分野	事例	連携のポイント
高齢者・福祉	民間賃貸住宅への高齢者・障害者等の入居機会の確保及び居住継続の支援(神奈川県川崎市)	制度の検討段階から宅地建物取引業団体や民間支援団体、福祉関連部局と協議しながら制度を構築。職員用の制度手続マニュアルの作成・研修会の実施。
子育て支援	子育てに配慮した公営住宅団地の整備(北海道、根室市)	関係者による協議会の設置。計画段階から整備内容や運営内容について協議。
環境・エネルギー	CO ₂ 削減効果を持つ環境にやさしい住宅の普及推進(岩手県)	受付窓口及び審査業務を各振興局建築指導課に統一。手続の一本化で申請者の負担軽減。
林業・産業振興	職員の技普及事業(鳥取県)	伝統建築フェアの開催にあたって、景観まちづくり課、労働雇用課、林政課、管財課で検討。地域住宅交付金の活用。
まちづくり	ユニバーサルデザインに配慮した全ての人にやさしいまちづくり(茨城県)	保健福祉部長寿福祉課の事業において、土木部住宅課が県営住宅を整備(一部、シルバーハウジング)。地域住宅交付金の活用。
防災	大規模災害時の応急仮設住宅建設等に関する事前準備(神奈川県)	防災担当部局、保健福祉部局との連携。実務経験のある(社)プレハブ建築協会の協力を得て講演や演習を実施。
防火	地域住民への防火啓発活動(山梨県南アルプス市)	地元の警察署員との連携により、防火・防犯(放火防止)の両面からの火災予防の推進。高齢者世帯等への防火訪問では、民生・児童委員協議会とも連携。
防犯	沖縄県防犯モデル共同住宅登録制度による防犯に配慮した住まいづくりの促進(沖縄県)	土木部、警察本部等との連携により、「沖縄県防犯モデル共同住宅制度」を策定。登録を受けた共同住宅には、沖縄銀行による融資金利の優遇制度あり。

国の制度による支援

<国土交通省> 地域住宅交付金、まちづくり交付金 等
<厚生労働省> 地域介護・福祉空間整備交付金、地域介護・福祉空間推進交付金 等

(関連ホームページ)

住生活安定向上施策連携マニュアル

http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/renkeimanual/manual_top.html

建材・住宅設備産業取引ガイドライン

1. ガイドラインの構成

- (1) 建材・住宅設備産業取引の段階（見積、発注、受領支払等）ごとに①問題となる具体的行為事例、②関連法規の留意点及び望ましい取引慣行、③望ましい取引実例（ベストプラクティス）を提示している。
- (2) 本ガイドラインの策定にあたっては、親事業者及び下請事業者に対するアンケート調査やヒアリング調査からピックアップした具体的事例をできるだけ掲載した。

2. ガイドライン策定のねらい

- (1) 多層的、かつ多用な取引を含む建材・住宅設備産業取引を透明化し、市場における価格・品質・性能・サービスに基づく健全な競争を促すことによって、当該産業における研究開発・イノベーションを活性化させる。
- (2) 下請法等遵守の具体的な手引きをしめすことにより、業界全体のコンプライアンスを徹底するとともに、法令違反・社会的信用失墜行為を未然に防止する。
- (3) 親事業者・下請事業者双方にとって利益のある関係（“win-win”の関係）の構築を促す。

建材・住宅設備産業取引ガイドラインの概要

<建材・住宅設備産業の取引の特徴と本ガイドラインの位置づけ>

- 施主から部材メーカーに至るまで多層構造で複雑な流通経路を形成しており、上流の取引は下流に影響を及ぼす。
- 施工工事と密接に関わっており、取引・契約形態によって適用法律が異なるが、本ガイドラインは下請法及び独占禁止法を対象としている。

製造委託契約（企業規模要件等あり）
⇒ 下請法

建設工事を伴う契約
⇒ 建設業法

左記2つ以外を含め全般
⇒ 独占禁止法

⇒ 建材・住宅設備産業の取引適正化を目指すためには、本ガイドラインの普及に加え、国土交通省が発表した「建設業法令遵守ガイドライン」を併せて活用することが必要。

<ガイドラインの構成>

- 取引段階ごと（見積～発注～発注変更～受領・返品・やり直し～支払等）に、①問題となる具体的行為事例、②関連法規の留意点及び望ましい取引慣行 ③望ましい取引実例（ベストプラクティス）を記載。

<主な問題となる具体的行為事例>

- 施主の要望で、頻繁に建材の仕様変更が繰り返されがちで、変更によるコストアップ分が下請事業者の負担となっている。
- 生産が終了した後も金型保管を求められる結果、廃棄できない多数の金型の保管コストが負担となっている。
- 建築現場の進捗に合わせるよう、親事業者からの多頻度小口配送要求が常態化しているが、配送にかかる費用は認められない。
- 原材料の値上げが請負金額に反映されない。

<主なベストプラクティス>

- 親事業者は、施主の希望を確認の上、下請事業者と建材のデザイン、色番等の仕様を決定している。
- 親事業者との協議の結果、当初の発注の際に、金物類等の部品用金型の保管年数、保管料等が契約に盛り込まれることになった。
- 親事業者が掃き便を活用して、下請事業者の倉庫に部材を引き取りに寄ることで、双方の物流コストの削減を実現した。
- 原材料価格に連動して、製品単価も変動するシステムを親事業者と取決め導入した。

（関連ホームページ）

○○○○○○○○○○○○○○○○○○

http://

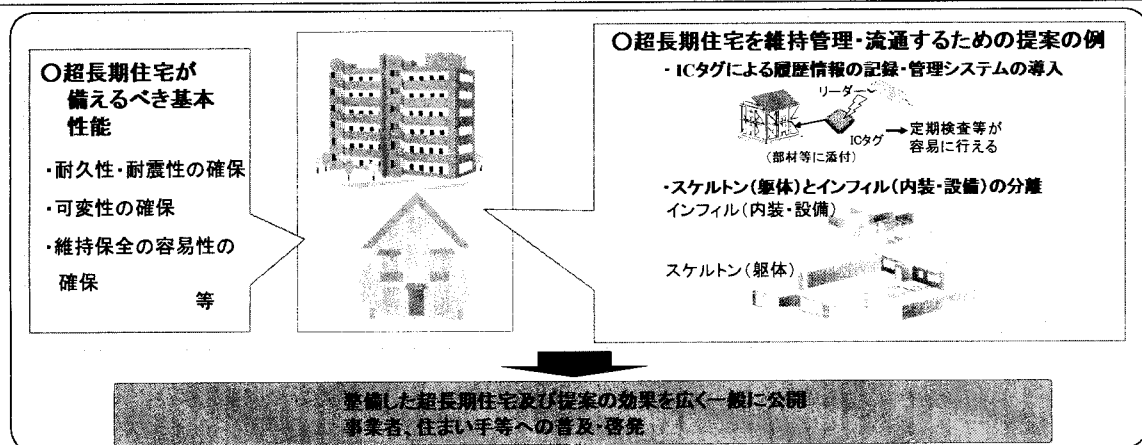
(参考) 平成20年度における主な新規施策

住宅の寿命を延ばす「200年住宅」への取組

住宅の寿命を延ばす「200年住宅」への取組を推進するため、住宅の建設、維持管理、流通、資金調達等の各段階において総合的な施策を実施。

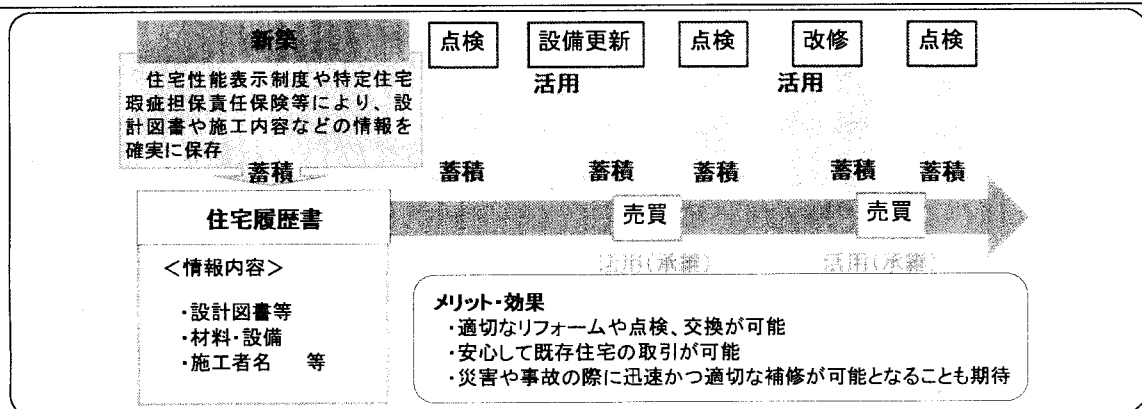
【超長期住宅先導的モデル事業の創設（国費130億円）】

超長期住宅の普及・推進のため、先導的な材料・技術・システム等が導入されるなどの超長期住宅にふさわしい提案を有し、超長期住宅の普及啓発に寄与するモデル事業、超長期住宅に関する評価・広報、超長期住宅実現のための技術基盤強化に対して助成を行う。



【住宅履歴情報の整備（国費4億円）】

円滑な住宅流通や計画的な維持管理等を可能とするため、新築、改修、修繕、点検時等において、設計図書や施工内容等の情報が確実に蓄積され、いつでも活用できる仕組みの整備とその普及を推進



【その他】

・超長期住宅に対応した住宅ローンの開発 等

住宅・建築物「省CO₂推進モデル事業」の創設

1. 目的

家庭部門・業務部門のCO₂排出量が増加傾向にある中、住宅・建築物における省CO₂対策を強力に推進するため、先進的かつ効果的な省CO₂技術が導入された先導的な住宅・建築プロジェクト及び省CO₂技術に関する評価・広報に対して助成を行う。

2. 内容

（1）提案に基づく事業

①事業の要件

次のすべての要件に該当するものであって、CO₂の削減に寄与するモデル事業として効果が大きいものと判断された住宅・建築プロジェクトであること。

- ・材料、設備、設計、運用システム等において、CO₂の削減に寄与する先導的な技術が導入されるものであること。
- ・新築される住宅・建築物については、省エネ法に基づく省エネ基準に適合するものであること。

②補助対象

- ・調査設計計画に要する費用
- ・先導的な省CO₂技術に係る建築構造、建築設備等の整備に要する費用
- ・効果の検証等に要する費用

③事業主体

民間事業者等で、公募により選定されたもの

④補助率

1／2

（2）省CO₂技術に関する調査・評価、普及・広報を行う事業

①補助対象

省CO₂技術に関する調査・評価、普及・広報を行う費用

②事業主体

公益法人等

③補助率

10／10

※事業期間

平成20年度から平成24年度に事業着手するもの

3. 平成20年度予算額

国費 5,000百万円

緊急災害対策派遣隊（TEC－FORCE）の創設

1. 目的

大規模自然災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、被災地方公共団体等が行う災害応急対策に対する技術的支援を円滑かつ迅速に実施するため、緊急災害対策派遣隊（TEC－FORCE）を創設する。

2. 制度の概要

(1) 活動内容

被災地方公共団体等が行う災害応急対策に対する技術的支援

- ・被災状況の迅速な把握
- ・被害の発生及び拡大の防止
- ・被災地の早期復旧

(2) 構成

先遣班、現地支援班、情報通信班、高度技術指導班、被災状況調査班、応急対策班、輸送支援班、地理情報支援班、気象・地象情報提供班で構成

緊急災害対策派遣隊(TEC－FORCE※) 平成20年度創設

- 地震、水害・土砂災害等から国民の生命と財産を守ることは国の基本的責務
- 地球温暖化等による災害リスクの増大に対し、
人員・資機材の派遣体制等の充実を図り、危機管理体制を強化

※Technical Emergency Control Force

・これまでの国による緊急支援はその都度体制をとって対応

・あらかじめ職員をTEC－FORCE隊員として任命するなど、
事前に人員・資機材の派遣体制を整備し、迅速な活動を実施

・平時にシミュレーション、訓練を行うことによりスキルアップ

活動内容

- 全国の地方支分部局職員等が本省の総合調整により活動
- 国が主体的に緊急調査を実施
- 関係機関と連携して必要な緊急応急対策を実施

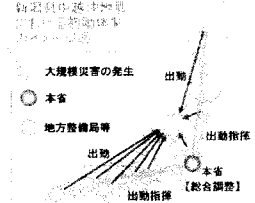
事前に人員・資機材の派遣体制、
受け入れ体制を整備



災害対策ヘリ



排水ポンプ車



輸送員が被災地へ
物資・資機材を
運搬する体制

- 被災状況の迅速な把握
- 社会基盤施設の早期復旧
 - ・初動対応の迅速化
 - ・専門チームによる集中対応
 - ・復旧対策に関する技術指導の充実・強化
- 二次災害の防止
 - ・被災箇所に対する高度な技術指導
 - ・応急対策(立案・実施)
 - ・災害危険度予測(避難判断)
- その他災害応急対策
 - ・緊急輸送の調整

地震に強い都市づくり緊急整備事業

1. 目的

避難地・避難路・ライフライン等総合的な地震防災対策を推進するため「地震に強い都市づくり推進5箇年計画」を策定した市町村に対し、計画に位置付けられた事業について各種事業において重点実施するとともに、補助対象施設に特例を設ける。

2. 重点実施事業

都市防災総合推進事業、街路事業、都市公園事業、下水道事業、土地区画整理事業、市街地再開発事業、防災街区整備事業、宅地耐震化推進事業

3. 補助対象施設の特例

- ・ 防災情報通信ネットワークの整備 (都市防災総合推進事業 (地区公共施設等整備))
- ・ 都市公園施設の耐震診断 (都市公園事業)
- ・ 防災関連施設の整備 (都市再生区画整理事業)
- ・ 災害時に活用可能な集会所等の整備 (市街地再開発事業、防災街区整備事業)

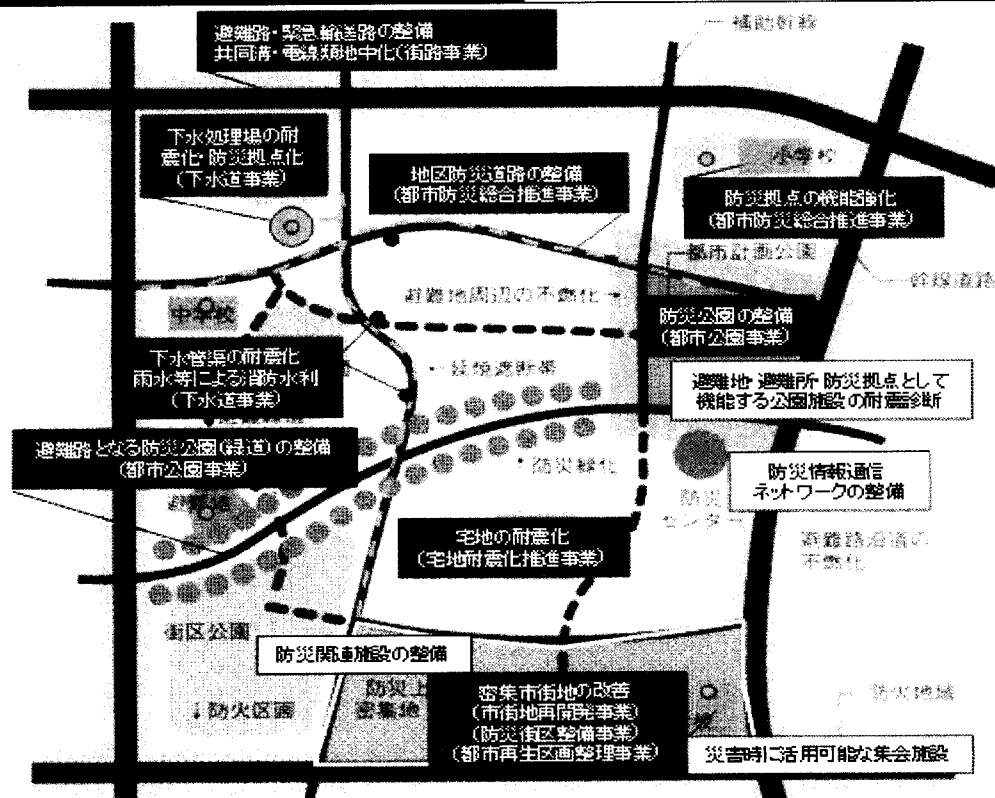
【事業イメージ】

地震に強い都市づくり推進5箇年計画の策定

総合的な支援の強化

各種事業における重点実施

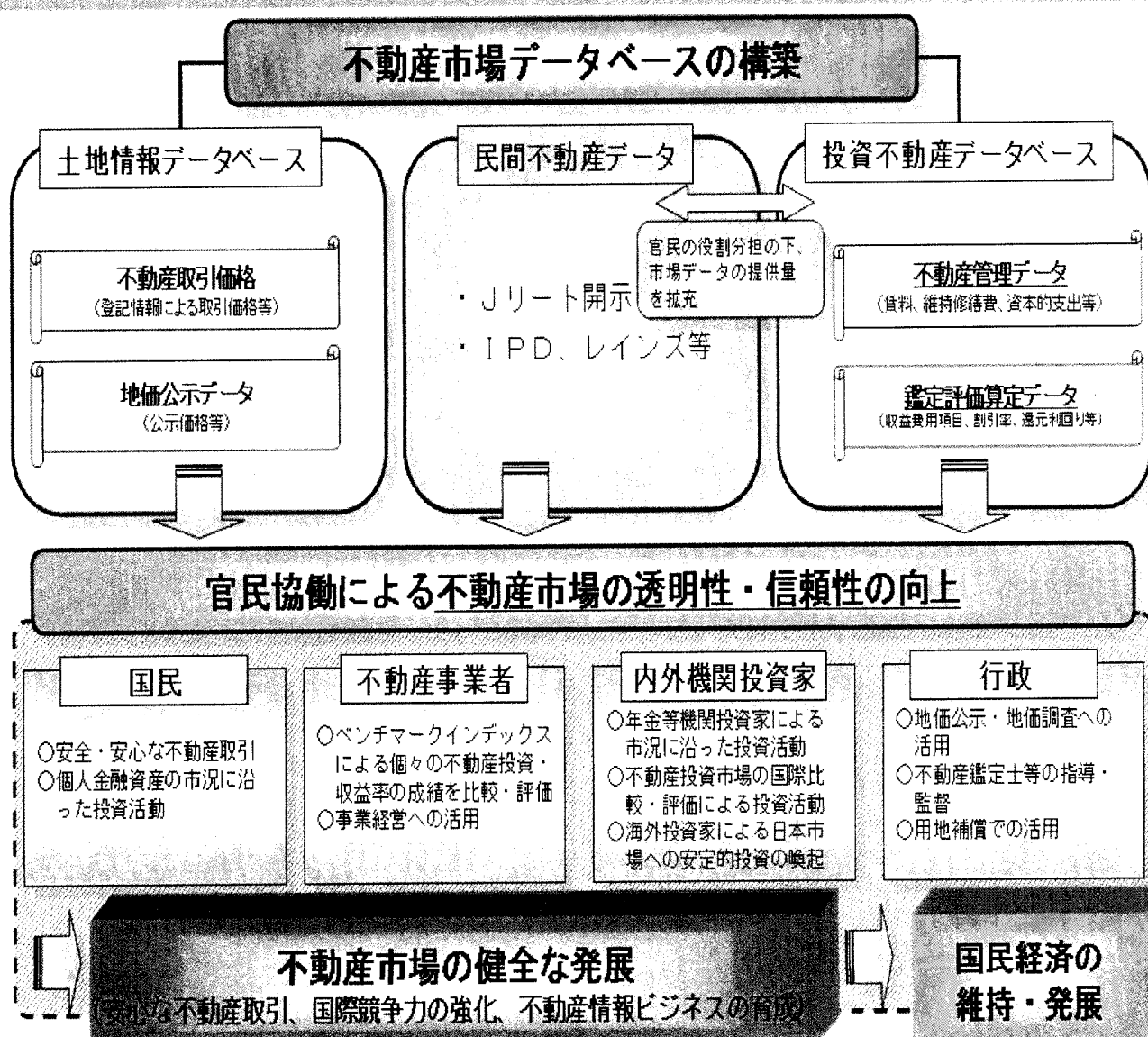
補助対象施設の特例



不動産市場データベースの構築

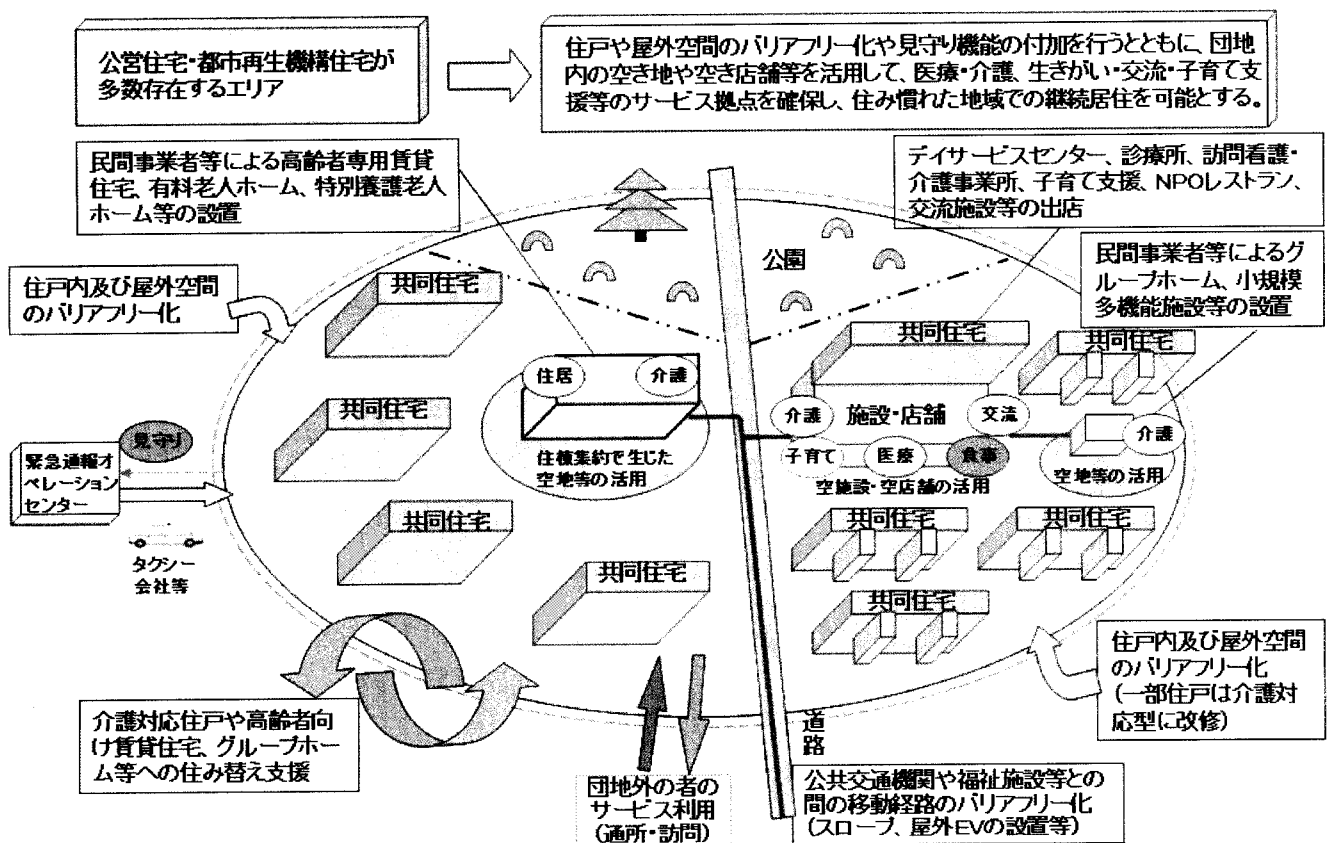
不動産市場の一層の透明性、信頼性の向上のため、地価公示や不動産取引価格に加え、不動産管理に係る収益費用の価格情報を新たに収集・加工して、国民にインターネット上で公開するデータベースを構築することとしている。

不動産市場の価格情報の収集・提供



安心住空間創出プロジェクト

厚生労働省の施策と連携し、今後、急速に高齢化が進む都市部の大規模団地を含む地域において、介護サービス拠点の整備を促進するため、建替え等に伴い発生する敷地や団地内の空き施設を利用して、福祉施設等を誘致するとともに、高齢者向け賃貸住宅の供給を促進することにより、地域における高齢者の居住の安定を図る「安心住空間創出プロジェクト」を実施し、住み慣れた地域で住み続けられる環境づくりを推進する。



※各地域ごとに、地方公共団体、公的賃貸住宅管理者、民間福祉事業者等による協議会を設置し、具体的なプロジェクトを実施。

※安心住空間創出のための支援措置

【国土交通省】地域住宅交付金、地域優良賃貸住宅整備事業、バリアフリー環境整備促進事業・住宅市街地総合整備事業

【厚生労働省】地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金・社会福祉施設等施設整備費補助金・次世代育成支援対策施設整備交付金

